## 別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置 (県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類		船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小底漁 僧 僧 紹 紹		3 隻	5 以未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町(亀岡地 区を除く。) に漁業 根拠地を有する者
			5 炒未満	燧難 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市今治、同市 大浜、同市来島、同 市波方町波方、同 市大西町又は同市 菊間町(亀岡地区 に限る。)に漁業根 拠地を有する者
			5 以未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町、今治市 桜井、同市吉海町 渦浦、同市宮窪町、 同市伯方町、同市 大三島町又は同市 大三島町に漁業根拠 地を有する者
	手繰第2種 (		5 トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町(亀岡地 区を除く。)に漁業 根拠地を有する者
			5 トン未満	燧難 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	今治市今治、同市 大浜、同市来島、同 市波方町波方、同 市大西町又は同市 菊間町(亀岡地区 に限る。)に漁業根 拠地を有する者
			5 沙未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町、今治市 桜井、同市吉海町 渦浦、同市吉海町 津倉、同市宮窪町、 同市伯方町、同市 大三島町とは同市 上浦町に漁業根拠 地を有する者
	手繰第3種 漁業 (貝けた網 漁業)		5 トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12.1~ 翌 3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	手繰第3種 漁業 (戦車漕網		5 トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま	12.1~ 翌 3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治

知事許可漁業の種類	漁業種類		船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
	漁業)			でに掲げる区域を除く。		市に漁業根拠地を 有する者
	手繰第2種 漁業 (自家用釣り餌料びき 網漁業)		3 トン未満 31 キロワット (旧馬力10) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1~ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者であって、一本釣り漁業又ははえ縄漁業を主業とする者
	瀬戸内海いわし機船船びき網漁業	22 隻	10  〉未満	四国中央市と新居浜市との境界から越智郡上 島町江ノ島頂上を結んだ線及びその延長線以東 の燧難		四国中央市川之 江、同市三島又は 同市寒川に漁業根 拠地を有する者
			10 沙未満	四国中央市と新居浜市との境界から越智郡上島町江ノ島頂上を見通した線、新居浜市と西条市との境界から今治市梶島東端を見通した線及び今治市と西条市との境界(大崎ノ鼻)から香川県円上島頂上を見通した線の3直線並びに新居浜市の陸岸(最大高潮時海岸線)により囲まれた海域		新居浜市に漁業根 拠地を有する者
ごち網漁業	ーそうロー ラーごち網 漁業	2 隻	5 トン未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	燧難 ただし、燧共第 106 号及び第 109 号漁場区域 以外の共同漁業権漁場区域並びに別記 4 表 3 の 部に掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
固定式刺し網漁業	かに建網漁業	1 隻	定めなし	西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から越智郡上島町魚島頂上及び広島県田島南端を順次結んだ線以東の燧灘ただし、越智郡上島町魚島、同町高井神島及び同町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から3,500メートル以内の区域及び今治市梶島、同市明神島、同市美濃島、同市小平市島周辺最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域及び共同漁業権漁場区域内を除く。	1. 1~ 12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
流し網漁業	さわら流し網漁業	1 隻	定めなし	燧灘及び伊予灘 ただし、別記4表4の部に掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
刺し網漁業	きす、 かま	2 隻	5 トン未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線の 以東及び以北の燧攤 ア 西条市と今治市との境界点(大崎ノ鼻) イ 今治市平市島南端 ウ 今治市平市島南端から同市吉海町タケノ 鼻を見通した線と同市今治港東防波堤灯台 中心点から越智郡上島町高井神島南端を見 通した線との交点 エ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上 を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中 心点から越智郡上島町高井神島南端を見通 した線との交点	4.1~ 11.30	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市(今治市関前、同 市波方町小部及び 同市菊間町を除 く。)に漁業根拠地 を有する者

知事許可漁業の種類	漁業種類	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				オ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上 を結んだ線の延長線と同市宮窪町友浦地先 における最大高潮時海岸線との交点		
たこつぼ 漁業	たこつぼ漁 業	1 隻	定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から 5,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1~ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠 地を示すものとする。